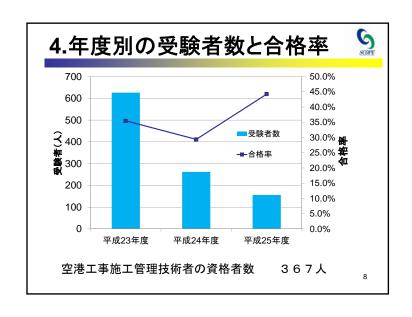


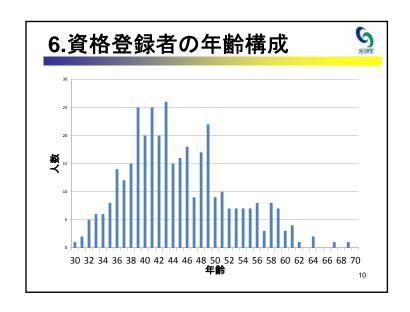
3-1.試験内容(択一式-空港関連) 配分計 項 B 過去の出題傾向 画 大項目 小項目 小項目 空港基本施設の種類、性能及びその役 空港一般 空港の管理 空港管理規則に係る禁止事項 航空機の運航特性 航空機ブラスト 諸機材 空港で使用する諸機材の種類と役割 制限区域の定義、制限区域立入のルー 制限区域 ル、制限区域内施設、制限区域内遵守 港 各1~ 15 事項 制限表面の種類と定義 制限表面 空港の施設及び航空保安施設の種類と 空港の施設 定義及び役割 関係法規・規定 航空法、空港法、空港管理規則の定義 |空港工事の諸手続 空港内工事の手続き 制限区域内工事 運用再開に係る処置

6 3-3.試験内容(記述式-経験) 出題年度 過去の出題 あなたが「実務経歴証明書」に記載した空港土木工 平成23年度 事に関する「安全管理」、「工程管理」、「品質確 保」のいずれかの事項について問う。 あなたが「実務経歴証明書」に記載した空港土木工 事に関し、「品質確保」の課題を3件あげ、その概要 平成24年度 及び検討した内容、実施した対処方法・工夫について 問う。 あなたが「実務経歴証明書」に記載した空港土木工 事に関し、「工程管理」「品質·出来形管理」「安全 管理」について、それぞれの課題を1件あげ、その概 平成25年度 要及び検討内容、対処方法・工夫について問う。 6

3-2.試験内容(択一式-工事関連) 目 配分計画 過去の出題傾向 大項目 小項目 小項目 設計図書・契約 共通仕様書の用語の定義、 共通仕様書に規程されている施 施工管理 工管理に関すること、工事試験 項目の種類と役割 共通仕様書で定められている安 安全管理 全管理、空港管理規則で定めら I 10 各 1 ~2問 れている安全管理 事 アスファルト舗装、コンクリー 基本施設の舗装 ト舗装に関すること 一般土木施設の 土木に係る施工一般 施工 空港土木施設施工要領に記載す 維持管理 る維持管理に関すること

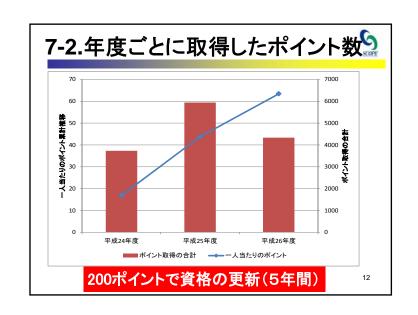
3-4.試験内容(記述式-専門知識)							
出題年度	過去の出題						
平成23年度	受験案内に記載する専門分野から、空港内で工事 する上での課題、留意点、制約条件について問う。						
平成24年度	供用中の空港の制限区域内における「安全管理」 の留意点及びその対処方法について問う。						
平成25年度	供用中の空港の制限区域内工事における「制約条件」を踏まえた施工上の留意点及びその対処方法に ついて問う。						

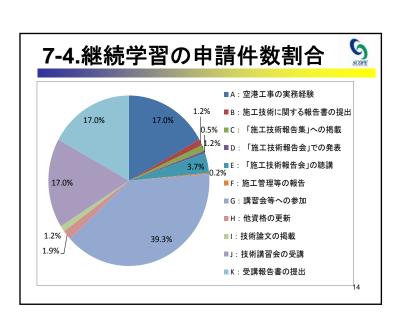


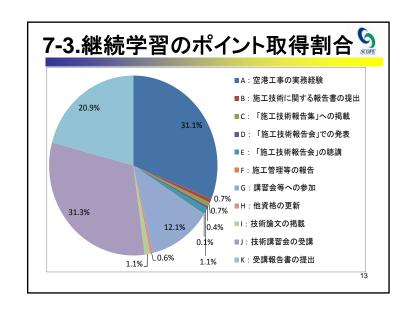


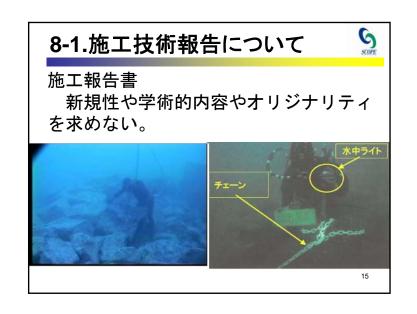


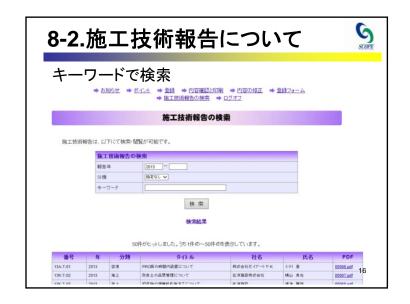












9-2.課題と対応



(2) 工事の減少

空港工事は、「新規整備」中心の時代から「施設改良」及び「維持管理」中心の時代へと移りつつあり、工事規模も大規模な工事から小規模な工事が増え、また、発注件数も減少傾向にあることから、工事の実務を経験できる機会が減少していくことが懸念されている。

供用中の工事については、一般に制約条件が多くある 中での困難な施工となることから継続学習のポイント内 容を見直す等の対応が考えられる。また、海外での空港 工事の施工実績も対象とすること等についても今後検討 が必要であると考える。

18

9-1.課題と対応



(1)技術の伝承

個別の施工報告書の取りまとめと施工技術報告集の作成、及び施工技術報告会の開催である。これについては、提出された報告書をデータベース化することにより、利用者にとって必要な技術情報を取得しやすくなるような全体システムの構築が必要となる。現在5件の報告書が登録されているが今後、登録データを増やしていくとともに、本システムを広く周知し、質、量とも一層の充実を図っていく必要があると考える。

17

9-3.課題と対応



(3) 資格の評価と活用

取得した資格の価値は社会的に評価されることにより、技術者のモチベーションの向上に繋がる。今後、新たに受験を考えている技術者、資格を更新しようとする技術者が、本資格が必要であるという意義を認識するためには、工事の発注者、施工会社等から本資格が適切に評価され、本資格制度を維持していくことの重要性について理解してもらう必要がある。

この対応策として、資格所有者と所有していない者が担当した工事成績点を比較し、前者の優位性を明らかにすることにより、高品質の施工が確保されているということを具体的な数値で開示していくことも重要であると考える。

9-3.課題と対応



(4) 運営者の役割について

資格制度の運営者の役割は、資格の利用者や取得者に対し、本資格の優位性の評価や継続学習の方法等の情報をきめ細かく発信し、技術者の技術力の向上を常に支援し続けるという目的を希求し、時代のニーズに求められる資格制度にすることにある。また、本資格制度に関する各種情報を関係者のみならず広く一般にも発信し、その重要性についての認識を社会全般に周知してもらうための継続的な取り組みも必要であると考える。

20



ご清聴ありがとうございました

10.総合評価での導入状況



整備局等名	導入の状況	加算点	加算合計点	対象工事の難易度	備考
東北地方整備局	空港・海上資格	1~2 点	40~60点	施工能力評価型、S型 (WTO除く)	コンクリート技士 又は主任技士と同
関東地方整備局	空港・海上資格	1点	40~60点	チャレンジ型除く(WTOは 不明)	
北陸地方整備局	空港・海上資格	1~2 点	30~60点	施工能力評価型、技術提 案評価型(WTO除く)	
中部地方整備局	資格の記載無し				
近畿地方整備局	海上資格(空港 は現在直轄工事 なし)	1~2 点	40~60点	技術提案評価型(WTOを 除く)、施工能力評価型	企業能力と技術者 能力で加点
中国地方整備局	空港・海上資格	1点	40点	施工能力評価型	
四国地方整備局	空港・海上資格	5~25 点	135~155 点	施工能力評価型、技術提 案評価型(S型)	企業評価で加点
九州地方整備局	空港・海上資格	2点	50~70点	技術提案評価型(A型)、技術提案評価型 (WTO型)を除く	技術士と同等
沖縄総合事務局	資格の記載無し				
北海道開発局	資格の記載無し				

※:東京航空局、大阪航空局では、空港工事資格を総合評価の加算点21 とした試行工事が実施されている。